

令和5年度第4回区長会議 議事要旨

開催日時： 令和5（2023）年10月21日（土） 午前9時30分から午前12時00分ごろ

開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール

出席者： 区長（49名）、副市長、市議会議長、区長会事務局

欠席者： 第15区区長、第19区区長

会議内容

- 1 区長会長あいさつ
- 2 市議会議長あいさつ
- 3 新副市長あいさつ
- 4 新教育長あいさつ
- 4 議題

区長会長 本日の区長会は、1時間半の予定で進めさせていただく。終了後には、前回の意見交換会の内容を踏まえ、意見交換会を実施する。

会議開始にあたり、議事の説明、区長の皆様の質疑は簡潔明瞭にお願いします。

【区長への周知】

（1） 新庁舎建設に係る市民ワークショップの開催について（ご案内）

区長会長 議題1：「新庁舎建設に係る市民ワークショップの開催について」説明を求める。

新庁舎建設推 議題1（資料1）

進室 多治見市役所では新庁舎建設に向けた準備を進めている。どのような建物を作るかということについて、広く市民の皆様のご意見をお伺いしたいと考えている。
アンケートも計画しているが、市民の皆さんと議論をしながら、掘り下げた意見もお伺いしたいため、ワークショップを開催する。

区長会長 議題1「新庁舎建設に係る市民ワークショップの開催について」、質問はあるか。

区長 各日8名の定員は少ない。幅広い市民の意見を聞くために各日20名くらいに増やして欲しい。また、精華地区では、区長のOB会で意見の集約を予定している。

新庁舎建設推 幅広く市民の声を聞くため、2つの手段を考えている。1つはアンケートで、2000か3000
進室 くらいの数で実施するところを、倍の5000で実施する。また、ワークショップについても4、5人で3回程度実施するところを、8人で5回実施する。1回で20人だと会話のキャッチボールがうまくいかない。1回の人数を多くするのではなく、回数を多くしているということでご理解いただきたい。

精華地区で意見交換の場を作っただけということについては、ご要望あれば参加させていただく。

区長 新庁舎建設は決定したのか

新庁舎建設推 場所の決定の議決をいただいた。場所が決定し予算も整ったので、どのような建物を作るかということについて、広く市民の皆様のご意見をお伺いしたいと考えている。

区長 各日8人の基準は何か。申し込みが殺到しないか。

新庁舎建設推 通常ワークショップは4、5人で実施するが、もう少し大きく実施したいということで8
進室 人とした。なるべくたくさんご意見聞きたいと考えている。受付の状況を確認しながら、

別日程、別の参加の形も視野に入れながら、柔軟に検討していきたい。

【区長・町内会長への周知】

（２） 地域あいのりタクシー運行支援補助金について（周知）

区長会長 議題２：「地域あいのりタクシー運行支援補助金について」説明を求める。

都市政策課 議題２（資料２）

地域あいのりタクシーは地域の要望から生まれ、制度化したもの。利用は近所の方とのあいのりが基本で、利用者は一定金額（300 円以上）を負担。タクシー運賃と利用者負担額の差額を区や町内会（以下、「区等」。）と市が負担するもの。補助率はあいのり率によって異なる。

①制度を利用したい区等は、運行する曜日や、行先、利用者負担額の運行形態を決定してタクシー事業者と契約し、利用登録者を募集し登録する。

②利用登録者がタクシーを利用したい時に、直接タクシー事業者に申込んで利用して一定額（一人 300 円以上／契約内容による）を支払う。あいのり率を高める方法として、予約申込を区や町内会が取りまとめるやり方もある。

③制度を利用する区等は、月に 1 回、タクシー事業者から送られてきた請求書及び明細書を確認し負担分を支払う。

④制度を利用する区等は、年に 1 回、利用年度の実績報告書類作成と、次年度交付申請書類を作成する。

タクシー事業者との契約に至る場面、区民に説明する場面、年ごとの書類を作成する場面等様々な場面で、都市政策課がサポートする。月々の費用負担が重い場合は、補助金の前払いもできる。

地域あいのりタクシーについて、是非ご利用いただきたい。

区長会長 議題２「地域あいのりタクシー運行支援補助金について」質問はあるか。

区長 質問なし。

区長会長 非常にわかりやすく資料をまとめていただいた。利用者とタクシー事業者との間に区が仲介することなく制度を利用することができる。一度利用者を登録することができれば、後は利用者とタクシー事業者とのやり取りとなり、区の煩わしさはほとんどない。タクシー事業者との契約、区民への説明、書類の作成等の様々な場面で都市政策課のサポートも受けられる。現在でも 16 の地域で利用があるが、更に広がるよう各区で検討していただけるとよい。

（３） 援助会員（子育てサポーター）の募集について

区長会長 議題３：「援助会員（子育てサポーター）の募集について」説明を求める。

子ども支援課 議題３（資料３）

少子化の影響もあり、同じ世代の子どもを育てている方がどこにいるのか知らない。実家が遠い等の状況があり、近くに相談したり頼ったりできる親族や友達がいらない家庭がかなりある。また親の介護をしながら子育てしている世帯も一定数いる。

市では、かつては子育て世代が困った時に助けてくれた親族やご近所さんの代わりに、ボランティアで助けていただく仕組み（多治見市ファミリー・サポート・センター事業）を構築し取り組んでいる。助けてほしいことはちょっとした時間の託児が多い。マッチングは多治見市ファミリー・サポート・センターがそれぞれの事情を踏まえて、できる範囲

のお手伝いということで行っている。お金（700 円／1 時間）は当事者間の直接のやり取りとなっている。

現在、依頼会員（助けてほしいと言うかもしれない人）901 名に対し、援助会員（助けることができる人）が 243 名と 3 割に満たない状況。

援助会員が必要な状況。子育て世代が地域で助けてもらうことで、つながりもできてくる。昨年度も地域で回覧いただき成果が出ている。別紙の募集チラシを是非地域で回覧いただきたく何卒ご協力願う。

区長会長 議題 3 「援助会員（子育てサポーター）の募集について」質問はあるか。

区長 1 時間 700 円の金額を当事者間でやりとりされるとのことだが、折り合いがつかないという可能性はないか。

子ども支援課 依頼者の希望と援助者のできることを、ファミリー・サポート・センターがマッチングして双方納得いただいてからスタートする。金額についてもこの際に合意頂くことから、折り合いがつかないということはない。

区長 事故に対応する保険はどのような

子ども支援課 援助会員は会員になる時に損害賠償保険に加入していただいている。保険の補償範囲内で対応する。ご自身の所有物の修繕などは本人の保険で対応していただくことになる。

【区長への作業・提出依頼】

（４） 個別避難計画作成事業について

区長会長 議題 4 : 「個別避難計画作成事業について」説明を求める。

企画防災課 議題 4 （資料 4）

前回区長会議で協議した避難行動要支援者の個別避難計画作成事業について、実施事項の一部変更と進捗状況等を周知する。各区においては、先行事例等を参考に、事業実施に向けた区内体制の構築を進めていただくようお願いする。

近年の災害では高齢者や障がい者等の弱者が犠牲者となることが多い。この状況を解消するために国が法制化したのが「個別避難計画」。市は計画対象者の個人情報がある程度持っており、それを用いて機械的に個別避難計画を埋めていくことも可能だが、要援護者と呼ばれる高齢者や障がい者の方々が、災害時により多く助かる可能性を高めるために、区が実施主体となって助ける人と助けられる人が顔と顔を合わせて一緒に計画を作成することとした。このようなやり方は区に多大な労力をかけるが、是非ご協力いただきたい。

前回の説明から 2 点変更となっている。

1 つ目の変更点は、令和 5 年 9 月 1 日時点で各区の作成対象者を再抽出した結果、1,574 人から 1,917 人に増えた。各区の作成対象者数を表にまとめてある。表中かっこ内の数値が前回お知らせした人数で、かっこ内左側の数値が今回再抽出した数値となる。340 人ほど増えている。原因は、令和 3 年 7 月に発生した熱海市の土石流災害で被害が甚大であったことを受けて土砂災害危険区域が拡大した結果が更新されたためである。更新された災害危険箇所マップを今回区長さんにお配りしているので参照してほしい。

二つ目の変更点は、計画作成に至ったものについてのみ 1 件あたり 7000 円をお支払いすることとしていたが、資料作成、関係者との連絡調整や対象者宅訪問等に一定の経費が生じることを考慮し、計画作成に至らなくても、着手していれば 1 件あたり 500 円をお支払いすることとした。

新たに複数の区から事業実施に向けて問い合わせを受けている。第9区についてはすでに事業実施をしていただいている。事業説明会は土、日でも対応する。計画作成が2か年に渡る場合も対応する。

引き続き事業実施している第9区から説明をしていただく。

【第9区区長から説明】

第9区区長

第9区の個別避難計画作成対象者は31人（うち町内会非加入者11人）。作成同意者10人。不同意者21人（うち福祉施設入居者9人）という結果だった。事業を進めるには入口の同意（作成の同意）と出口の同意（情報提供の同意）を取る必要がある。特に入口である作成の同意・不同意の意思確認が上手くできればスムーズに進むと考え、対象者に文書を送付することとした。

文書は「①個別避難計画作成のお知らせとお願い②個別避難計画の説明③避難支援等実施者の説明④同意書⑤個別避難計画用紙」を送付した。締め切り前に未到着対象者宅6件を訪問した。この6件の対象者の未提出理由は「同意・不用意を迷っていた」「締め切りを間違えていた」など様々であったが、対象者本人またはその家族が送付した文書をよく読んでいたので、内容についての質問は1人のみであった。

計画作成に際しては、対象者本人が自分の計画に自ら記入作成することや、対象者自らが「避難支援等実施者」の選定に努力することなど、対象者が主体者であることを原則とした。結果として、同意書とともに完璧に仕上げて送付された方が2名。実施者の記入がなく、未完成ながらも送付された方が2名あった。後に作成同意者宅へ訪問した時、対象者全員が記入できるところは記入してあった。文書の送付で十分理解していただけた。また、計画作成に同意しても情報提供に同意しなければ計画作成の意味がほとんどないこととお話ししたところ、全員が情報提供に同意された。

この事業に対して区長の皆さんがやりづらく感じる要因として「避難支援等実施者」に対する大きな誤解があると感じる。避難支援等実施者は対象者を避難場所に連れて行かねばならないというものではない。実施者は一人でもいい。空欄でもいい。第9区では、実施者、対象者の双方に「避難支援等実施者の説明」を送付している。避難支援等実施者には「声掛け」等の可能な範囲での支援をお願いするもので、支援できなかった場合でも責任を負うものではない。

当初は終了するまでに4カ月程度かかるだろうと考えていたが、1カ月ちょっとで終了することができた。作成同意・不同意にかかわらず、対象者に文書を送付することで、本人に居住区域の危険性と避難場所を認識していただけたことは大きな事業の成果だと感じた。

第9区で作成した資料は企画防災課にデータで預けてあるので、活用願う。

区長会長

議題4：「個別避難計画作成事業について」、質問はあるか。

区長

私の区は、対象者のうち、マンションの住人など自治会未加入者50人もいる。民生児童委員は町内会未加入者も対象としてしていると聞いているが、対応の実情はどうか。

第9区長

第9区も対象者のうち自治会未加入者は11人で9人がアパートやマンション住まい。そこにも文書を送って対応した。民生児童委員は町内会未加入者であっても関係なく対応するが、自治会未加入の対象者9名のうち把握していたのは5名であった。民生児童委員が全て把握できているわけではないが、見守りの対象として本人から申し出があったり、近所の方から情報があれば見守りの対象になる。

区長

自治会未加入者まで対象とし、更に複雑な作業となる事業を自治会に任せるということ

は、自治会を維持しようというこれまでの方向性と整合性が取れないのではないかと。

くらし人権課 企画防災課とくらし人権課で事前に打ち合わせをした。命に関わるということと、国の方針ということで、まずはこの２回、協議という形で議題を上げた。

第９区長 最初は非常に大変な話だと思った。企画防災課に質問を繰り返す中で、同意は２つあり、まずは作成の同意を取れば良いということが分かった。説明するのにもかなりのエネルギーを使うことが見込まれたため、まずは対象者に文書を送り、同意が得られたところだけ計画作成したことで作業は大幅に減った。

区長会長 自治会の未加入者が増えている。町内のつながりが薄れていく中で、助けが必要だという人を未加入者だからと言ってそのままにしておくわけにはいかない。作業としては大変だと思うが、同じ地域に住んでいる者同士で受け入れていただいて、みんなで助け合いたいと思う。

区長会に先立って開催された総務会の総意としてこの作業を受けていくこととした。区長会全体において、この作業を進めていくという方向性を認めていただきたい。

区長 災害は地震もあるが想定する必要はないか。

企画防災課 まずはハザードマップの危険エリア（水害・土砂災害）の要援護者の個別避難計画を最優先で作成を進めていく。地震はどこでも発生することから、今後市の全エリアの要援護者の避難計画を作成するかどうか検討していく。

区長 知らん顔できない事態が想定されている。みんなでそれぞれ努力してやっていこうという方向しかない。

区長会長 それぞれの区で事情があるが、この作業を進めていくということでよろしいか。

【拍手】

区長会長 区長会としては進めていくということとする。

区長 反論なし。

【区長会事務局・くらし人権課から協議事項】

（５） 区長会則の見直しについて

区長会長 議題５：「区長会則の見直しについて」説明を求める。

区長会事務局 議題５（資料５）

区長の負担軽減をテーマとした意見交換から総務会の人数を減らしたらどうかとの提案があり、各校区で話し合っていた。笠原校区は２名。このほかの区は１名でよいとの結果を受け、１８名から１８名以内に会則を改めるもの。今年度まで２名であった養正、昭和、精華、北栄が再び２名を希望した場合に柔軟に対応できるよう、１８名以内 という記載とした。次年度は１３校区１４名の総務会の人数となる。

区長会長 議題５「区長会則の見直しについて」について、質問はあるか。

区長会長 会則について提案のとおり改正してよいか

区長 【拍手】

区長会長 提案の通り改正することとする。

区長 反論なし

（６） 区の統合について

区長会長 議題６：「区の統合について」説明を求める。

くらし人権課 議題６（資料６）

区の統合について市のスタンスをお伝えする。市が主導して区の統合を進めるものでは

ないが、地元主導で統合を進める場合は区長会で情報を共有しつつ、市としてできる限りのサポートを行う。

現在、14区、15区、16区の統合の話が進みつつある。14区長から統合に向けた動きについてお話し願う。

14区長

精華校区は9つの区がある。前々から数を減らしたらどうかとの話があったが実現してこなかった。14区（大正町、宮前町/200世帯うち80歳以上が106人53%）、15区（大日町、虎溪町108世帯うち80歳以上が46人43%）、16区（本町3・4丁目、豊岡町/173世帯うち80歳以上が74人43%）は、世帯数が少なく高齢化が進み、更に本土神社のとうもになると約200名のお祭りの行列の動員しなければいけない。区長、町内会長のなり手がいない。14区、15区、16区区長三人で合併を協議した。合併の臨時総会を開くということをしてそれぞれの町内会で諮り、よければ12月に総会を開くということとしている。多数決で決めることとし、委任状にも賛成か反対か○を付けていただくこととしている。合併が実行出来たら歴代の区長に集まっていただき今後の運営方法を協議して決めていこうと考えている。

区長会長

議題6「区の統合について」、今日はこういった動きがありますとの報告ということです。

（7）自治組織継続のための取り組みについて

区長会長

議題7「自治組織継続のための取り組みについて」併せて「自治会活動Q&A」「みんなの自治会活動」について説明を求める。

区長会事務局

議題7（資料7）

先日の9月議会定例会においても自治会の在り方について質問いただいている。自治会の加入率がどんどん減っている現象に危機感を持って何とか食い止めなければいけないという意見をいただいた。

このテーマは、これまでも区長会の意見交換会を通して行っているところ。本日も意見交換会実施の予定であったが、時間が押したので次回行う。

本資料はこれまでの課題と解決策を取りまとめている。

市への要望「自治会業務サポート」「充て職の依頼を制限」については、具体的に職員に何をやってほしいのか、負担になっている具体的な区長の充て職を次回伺いたい。

「自治組織内で取り組めること」として、区や町内会の統合、高齢者などについて申し出により自治組織の役員やリサイクル当番を免除、新たに引っ越してきた住民に町内会の役員が率先して関わるなどが提案されている。

このようなことから、くらし人権課で「自治会活動Q&A」と「みんなの自治会活動」を作成した。

「自治会活動Q&A」は多くの区や町内会で課題となっている町内会未加入者への対応や自治会役員の選出などについて解決のヒントを取りまとめたもの。

Q4には、町内会未加入者に加入を呼びかけるには、どのような方法で行うと良いか未加入者へのアプローチの手順が具体的に示されている。ここに記してある方法が全てではないし、自治会によっても対応の仕方が異なるものと思うが、まずは区や町内会役員の皆さんで意識を共有して行動に移していただければ、必ず成果に繋がるものと考えている。活用いただきたい。

「みんなの自治会活動」は回覧用のチラシとなる。既に町内会に加入している住民の皆

さんに町内会の果たしている役割や必要性を再認識していただき、町内会からの脱会を食い止めようという意図で作成したもの。伝えたい内容はまだまだたくさんあると思うが、回覧であることを考慮し、できるだけシンプルで分かりやすくしてある。お配りしたサンプルは両面となっているが、回覧は片面印刷で活用していただくことを考えている。これらの資料を活用していただける区には、「自治会活動Q&A」と合わせて必要な部数をくらし人権課で用意する。添付の注文依頼表に記入いただき、くらし人権課までFAX又は電話又はEメールで申し付け願う。用意ができたなら連絡させていただく。くらし人権課にて受け取り願う。チラシの活動イラストの入れ替えの希望がある場合は、8つのうちから希望の4つを選んでいただきたい。編集してオリジナル版を作成する。

区長会長

議題7「自治組織継続のための取り組みについて」併せて「自治会活動Q&A」「みんなの自治会活動」について質問はあるか。

区長

質問なし。

【お知らせ】

区長会長

「お知らせ」と「その他」の説明を求める。

くらし人権課

・岐阜県自治連絡協議会 研修大会 11月10日（金） 土岐市

12:40 多治見市役所本庁舎集合出発→12:50 多治見駅北（税務署横バス乗り場）→土岐市

・令和5年度多治見市区長会視察研修（海津市）及び区長会交流会（松正）

11月22日（水）8:30 多治見市役所本庁舎集合出発→ 8:40 多治見駅北（税務署横バス乗り場）→海津市

・第5回 区長会総務会 12月6日（水）午前9時30分～市役所本庁舎 2階大会議室

・第5回 区長会議 12月16日（土）午前9時30分～ 産業文化センター5階大ホール

区長会長

以上をもって第4回区長会議を終了する。

以上